

意見5 消防防災関係施設の確保

【現状】

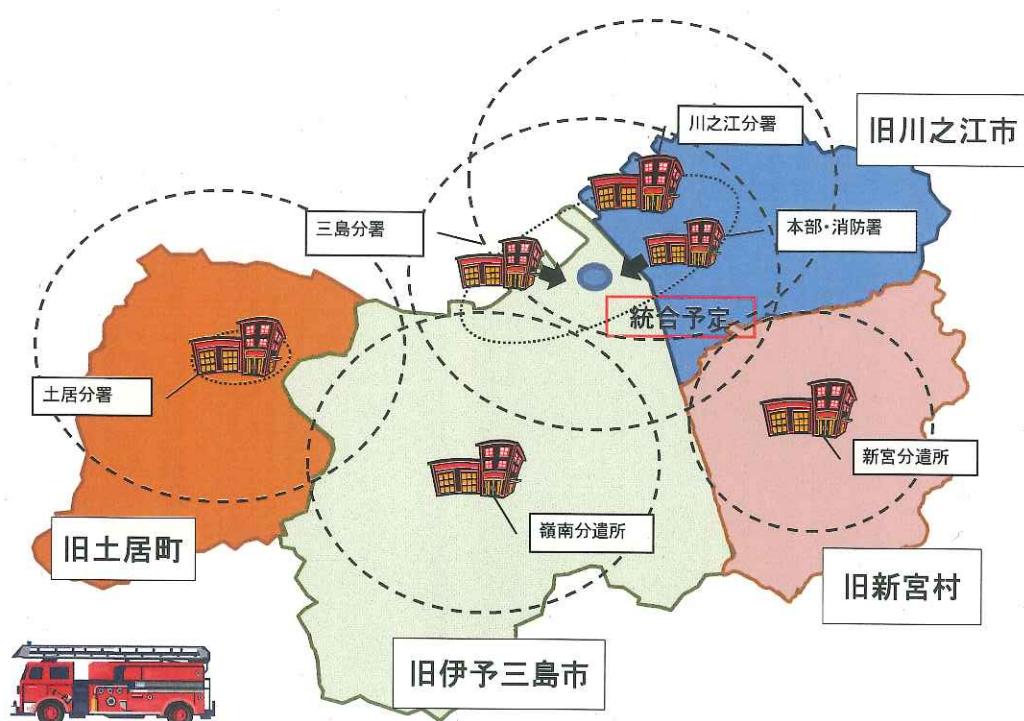
県内市町では、市町村合併により行政面積が合併前の3.5倍に拡大したが、集中改革プランに基づき、これまで消防施設の統廃合、消防団の再編等行財政改革に取り組んできた。（表1）

また、各市町では、東日本大震災後の住民の防災意識の高まりも踏まえつつ、消防庁が定める「消防力の整備指針」により施設等の整備を進めている。

しかし、現在の普通交付税「消防費」の算定方法では、整備指針に沿った施設整備に必要な財源が措置されておらず、特に、中山間地域を抱える面積の広い市町で、普通交付税算定額と決算額の間で大きなかい離があり、消防力の整備指針に沿った整備が困難な状況にある。（表3）

表1 合併後、合理化や経費節減を図った主な取り組み事例(四国中央市)

- ・消防本部、消防署（本署）及び出張所（三島分署）を統合した「（仮称）四国中央市消防防災センター」がH27年度から稼動予定。
- ・組織及び職員配置の見直しによる人件費の削減。（職員数及び職員給の減）
- ・常備消防土居分署を土居庁舎に移転。



消防署所数

交付税
(標準団体)
3

消防力の
整備指針
6

現状
6

統合予定
6→5

「消防力の整備指針」では人口、市街地の
状況が考慮されるのに対し、交付税算定で
は人口のみに着目しているため、かい離が
生じている。

表2 市町別の「消防力の整備指針」と普通交付税算定上(標準団体)の数値との比較

| 各市町 | 人口 (人) | 面積 (km ²) | 署所 | | 消防ポンプ自動車 | | | | 小型動力ポンプ | | 救助工作車 | | 消防団員数 | |
|-------------|-----------|--------------------------|-----|-----|----------|-----|-------|-----|---------|-----|-------|-----|-------|-------|
| | | | | | 常備消防 | | 非常備消防 | | | | | | | |
| | | | 基準数 | 現有数 | 基準数 | 現有数 | 基準数 | 現有数 | 基準数 | 現有数 | 基準数 | 現有数 | 基準数 | 現有数 |
| 松山市 | 517,231 | 429 | 13 | 11 | 19 | 17 | 22 | 28 | 128 | 111 | 4 | 4 | 3,517 | 2,345 |
| 今治市 | 166,532 | 420 | 8 | 8 | 9 | 9 | 33 | 34 | 142 | 140 | 2 | 2 | 3,087 | 2,228 |
| 新居浜市 | 121,735 | 234 | 4 | 3 | 7 | 7 | 3 | 23 | 14 | 25 | 2 | 2 | 1,372 | 788 |
| 西条市 | 112,091 | 509 | 4 | 4 | 9 | 9 | 17 | 19 | 43 | 81 | 2 | 2 | 1,907 | 1,729 |
| 四国中央市 | 90,187 | 421 | 6 | 6 | 9 | 9 | 39 | 37 | 71 | 41 | 2 | 2 | 1,528 | 1,313 |
| 西予市(三瓶町を除く) | 34,005 | 473 | 2 | 2 | 5 | 5 | 13 | 13 | 88 | 88 | 1 | 2 | 1,612 | 1,464 |
| 東温市 | 35,253 | 211 | 1 | 1 | 2 | 2 | 7 | 5 | 46 | 43 | 1 | 1 | 803 | 617 |
| 上島町 | 7,648 | 30 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 39 | 39 | 1 | 1 | 566 | 374 |
| 久万高原町 | 9,644 | 584 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 47 | 47 | 1 | 1 | 717 | 680 |
| 愛南町 | 24,061 | 240 | 1 | 1 | 2 | 2 | 10 | 10 | 53 | 57 | 1 | 1 | 1,122 | 1,022 |
| 標準団体 | 100,000 | 160 | 3 | 2 | 14 | 14 | 14 | 14 | 1 | 1 | 563 | | | |

*基準数は「消防力整備計画実態調査」により算出したもの

実態調査はH24.9.1時点、以下同じ

広域事務組合は除く

人口は22年国調人口

四国中央市は、標準団体と同程度の人口であるが、施設・設備数は大幅に多い。

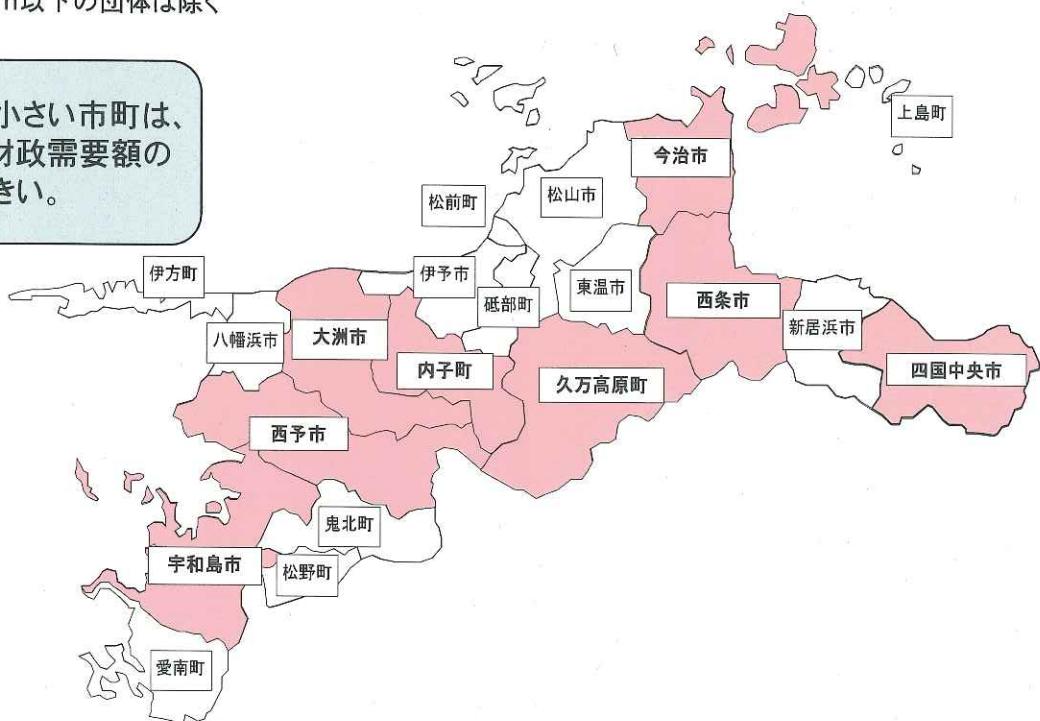
表3 市町別の決算額と普通交付税算定額(基準財政需要額)のかい離の状況(平成23年度)

| (単位:千円) | | | | | |
|---------|----------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| | 面積(km ²) | 人口密度 | 基準財政需要額A | 決算額B | 差引A-B |
| 今治市 | 419.90 | 397 | 1,811,074 | 2,462,463 | △ 651,389 |
| 宇和島市 | 469.58 | 179 | 974,299 | 1,328,554 | △ 354,255 |
| 西条市 | 509.07 | 220 | 1,219,478 | 1,266,857 | △ 47,379 |
| 大洲市 | 432.24 | 109 | 636,877 | 941,292 | △ 304,415 |
| 四国中央市 | 420.57 | 214 | 1,019,446 | 1,292,444 | △ 272,998 |
| 西予市 | 514.79 | 82 | 596,926 | 967,238 | △ 370,312 |
| 久万高原町 | 583.66 | 17 | 219,307 | 456,944 | △ 237,637 |
| 内子町 | 299.50 | 60 | 312,872 | 474,840 | △ 161,968 |

・今治市は島しょ部を含む12市町村の合併団体であり、かい離が大きくなっている。

※編入合併、250km²以下の団体は除く

人口密度の小さい市町は、決算と基準財政需要額のかい離が大きい。



【意見】

「消防力の整備指針」の整備目標に沿った算定方法の見直し

●「消防力の整備指針」にある消防施設を算定

●「消防力の整備指針」にのっとり、「準市街地」、「その他の地域」に係る費用を算定

1 単位費用の見直し

- 「消防費」における標準団体の消防施設を「消防力の整備指針」に合わせて見直す。

特に、消防団員数、小型動力ポンプなど非常備消防に係る費用のかい離が大きいため、見直しが必要。〔前ページ表2参照〕

- 「消防力の整備指針」にある「水槽車」を追加する。

また、「消防詰所」「ボート」「訓練施設」については、整備指針にはないが、市町からの要望が多く、次の理由により追加が必要。

| 資機材名 | 必要な理由 |
|------|---|
| 水槽車 | ・渴水時の火災対応には非常に有効であるため ・断水時の給水にも利用できるため、大規模災害時には生活用水搬送に準用できる車両であるため ・水利状況が不良な山林火災や高速道路上の火災対応のために必要であるため |
| 消防詰所 | ・各消防分団の拠点として、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ等を保管している場所であり、標準的に整備されているため ・大規模災害時には防災拠点施設に成り得るため ・維持管理に係る経費や耐震化に伴う経費は経常的にかかるため |
| ボート | ・池や河川における救助事案等への対応に必要であるため ・内陸部であってもゲリラ豪雨等で低地の冠水事例も多く、避難や救助の際に必要であるため |
| 訓練施設 | ・消防隊員の訓練用として必要不可欠であるため |

- 中核市のように人口の多い市は、特殊災害対応自動車など消防資機材が必要となっている。

現行制度では、指定都市については、消防ヘリコプターに係る経費（機体整備費及び運営費）を加算しているが、中核市についても普通態容補正で、特別な資機材の整備に係る費用について加算を行う。

【中核市で必要な資機材等】

| 資機材名 | 必要な理由 |
|-----------|---|
| 特殊災害対応自動車 | ・都市部における多様化する救助事案に対応 |
| 資機材搬送車 | ・都市部における多様化する救助事案に対応 |
| 支援車 | ・大規模災害時への支援 |
| 消防防災センター | ・市民への消防防災意識の普及啓発 ・災害に備え住民の安全や安心を確保するための中核施設として必要 |

2 密度補正の見直し

(1)「準市街地」に係る整備費用の算定(密度補正の追加)

「消防力の整備指針」では、消防施設等の整備は「市街地」、「準市街地」、「その他の地域」に区分し、それぞれの地域で算定している。

一方、普通交付税の算定では、人口区分ごとに段階補正を行うとともに、標準団体の人口密度を200人とし、それを下回る市町村については密度補正を行っている。

| | |
|--------|--|
| 市街地 | 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率(街区(幅員4m以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。)における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。)がおおむね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が10,000以上のもの |
| 準市街地 | 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000以上10,000未満のもの |
| その他の地域 | 市街地、準市街地以外の地域 |

県内で、人口規模が標準団体と同程度の四国中央市を比較してみると、標準団体の消防施設数は四国中央市の現有数に比べ大幅に少なくなる。県内市町においても同様の傾向が見られるが、合併によって準市街地を多く抱えることになったため、地域毎に算定する「消防力の整備指針」とのかい離が生じているものと考えられる。

(四国中央市の指針に基づく手引動力ポンプ小型動力ポンプ整備数71、現有数41に対し、交付税算定数値は14)

「消防力の整備指針」による施設数等(四国中央市の例)

※四国中央市人口：90,187人（平成22年国調人口）

| | 署所 | 消防ポンプ自動車 (常備消防、署所管理分) | 消防ポンプ自動車 (非常備消防、消防団管理分) | 手引動力ポンプ小型動力ポンプ (非常備消防、消防団管理分) |
|------|----|--------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 基準数 | 6 | 9 | 39 | 71 |
| 現有数 | 6 | 9 | 37 | 41 |
| 標準団体 | 3 | 2 | 14 | 14 |

このため、「消防力の整備指針」における「準市街地」の数を基礎数値とする新たな密度補正を追加すべきである。

$$\text{(現行算式)} \\ \frac{\text{段階補正} \times \text{密度補正 I} \times \text{普通態容補正}}{\text{人口密度}} + \frac{\text{密度補正 II}}{\text{石油コンビナート}} + \text{事業費補正}$$

$$\text{(改正案)} \\ \frac{\text{段階補正} \times \text{密度補正 I} \times \text{普通態容補正}}{\text{人口密度}} + \frac{\text{密度補正 II}}{\text{石油コンビナート}} + \frac{\text{密度補正 III}}{\text{準市街地}} + \text{事業費補正}$$

$$\text{密度補正 III} = \frac{\text{準市街地数} \times \text{消防施設整備に必要な経費}}{\text{単位費用} \times \text{人口}}$$

(2)「その他の地域」の整備費用の確保(密度補正Ⅰの見直し)

現行の普通交付税の算定方法では、標準団体の人口密度を200人とし、それを下回る市町村については密度補正を行っている。

しかし、県内市町の決算額と普通交付税算定額を比較した場合、人口密度の低い市町のかい離が大きい。そこで、「準市街地」に係る整備費用の算定とともに、現行の密度補正も併せて見直すべきである。

○ 標準団体の人口密度を見直す。

四国中央市の場合、人口密度は214人、密度補正係数Ⅰは1であるが、人口（90,187人）は標準団体と同程度で、面積（421km²）が標準団体の2.6倍となっているため、決算額と算定額のかい離につながっている。

標準団体人口100,000人、面積160km²から、単純計算で導かれる人口密度600人も参考に見直しすべきである。

○ 人口密度が20人の場合の密度補正係数Ⅰを見直す。

現行の密度補正Ⅰでは、人口密度が20人の場合、密度補正係数は1.225となっている。しかし、人口密度が17人と県内で最も低い久万高原町では、次表のとおり、消防費の決算額と交付税算定額で237,637千円のかい離がある。かい離を埋めるためには、2.500程度の係数が必要であり、見直しすべきである。

(単位:千円)

| 密度補正Ⅰ | 基準財政需要額 A | 決算額 B | 差引 A - B | 備考 |
|-------|-----------|---------|----------|----|
| 1.256 | 219,307 | 456,944 | △237,637 | 現行 |
| 2.500 | 436,464 | | △20,480 | ↓ |
| 2.618 | 457,094 | | 150 | 均衡 |

参考:市町別の「市街地」「準市街地」「その他の地域」の数

| | 管轄人口 | 「市街地」数 | 「準市街地」数 | 「その他の地域」 |
|------------------|---------|--------|---------|----------|
| 松山市 | 517,493 | 3 | 7 | 有 |
| 今治市 | 170,818 | 2 | 23 | 有 |
| 新居浜市 | 125,242 | 1 | | 有 |
| 四国中央市 | 91,822 | 1 | 13 | 有 |
| 西予市 (旧三瓶町を除く) | 34,759 | 1 | 9 | 有 |
| 東温市 | 34,464 | 1 | 2 | 有 |
| 上島町 | 7,268 | | | 有 |
| 久万高原町 | 9,897 | | 2 | 有 |
| 愛南町 | 24,679 | 1 | 3 | 有 |

※ 広域事務組合は除く

管轄人口は住民基本台帳（平成24年3月31日現在）と外国人登録者数（平成24年3月31日現在）を合算した数